

足寄町農業委員会
第2回総会会議録

自 令和7年4月18日

至 令和7年4月18日

足寄町農業委員会

令和7年4月18日 第2回足寄町農業委員会総会を足寄消防署団員会議室にて招集

開会 午後 1時30分

閉会 午後 1時45分

1 出席委員

1番 伊藤 力	2番 兼古 照夫	3番 上妻 良一
4番 佐藤 伸哉	6番 人見 華代	9番 葛西 香織
10番 (欠番)	11番 宮口 孝治	12番 松田 博幸

2 欠席委員

5番 餌取 靖徳	7番 遠國 和宏	8番 大平 哲信
----------	----------	----------

3 議事に参与するもの

事務局長	山田 弘幸
総務担当主査	留田 篤史
総務主査	餌取 秀和

○議事日程

日程第 1	会期の決定について
日程第 2	会議録署名委員の指名について
日程第 3	議案第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)を定めるべき旨の要請について
日程第 4	議案第2号 土地の現況証明書下付について
日程第 5	議案第3号 農業委員の地区担当について
追加議事	
日程第 1	議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

第2回農業委員会総会

令和7年4月18日

開会 午後1時30分

買や貸借する農用地利用集積計画と、農地

(開 会)

○議長 ただいまから、令和7年度第2回足寄町農業委員会総会を開催します。

本日は、5番餌取靖徳委員、7番遠國和宏委員、8番大平哲信委員が欠席です。

(会期の決定)

○議長 次に、「会期の決定について」を議題とします。お諮りをします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(全員「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、本日1日と決定します。

(署名委員の指名)

○議長 足寄町農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、本日の議事録署名委員の指名については、1番伊藤力委員、2番兼古照夫委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

(議案第1号)

○議長 「議案第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)を定めるべき旨の要請について」を議題とします。

こちらの議案の農用地利用集積等促進計画につきましては、今までなかった計画ですので、簡単に、事務局から説明します。

担当主査。

○担当主査 農用地利用集積等促進計画について、ご説明します。

これまで、出し手と受け手が、直接、売

中間管理機構である公益財団法人北海道農業公社が出し手から借りて、受け手に貸す農用地利用配分計画の二つの手法を用いてきました。

しかし、令和5年度の法改正に伴い、農用地利用集積等促進計画に統合され、一本化されました。

令和7年3月31日まで、2年間の経過措置が設けられ、それまでは、前者の手法を用いてきましたが、今回、令和7年4月1日に地域計画が告示されたことから、後者の手法を用いることとなりました。

よって、先般の全員協議会でも簡単に説明しましたが、出し手はすべて農地中間管理機構である公益財団法人北海道農業公社に売るまたは貸すことになり、受け手は、同公社から買うまたは借りることになります。

以上で、説明を終わります。

○議長 ただいま担当主査から説明がありましたが、何か、質問はございませんか。

(全員「質問なし」の声)

それでは、議案について説明します。

担当主査。

○担当主査 ただいま議題となりました議案第1号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)を定めるべき旨の要請について、ご説明申し上げます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農地利用集積等促進計画(案)に定める農用地等の内容を、公益財団法人北海道農業公社へ要請することについて、ご審議をお願いするものです。

利用権の設定等をする者、利用権の設定

等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の所在につきましては、足寄町共栄町145番3ほか15筆、計16筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、118,682㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の期間等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが1年間76,200円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、令和7年2月26日開催の第36回農業委員会総会において、農地保有合理化事業により公益財団法人北海道農業公社が買入れた農地を貸し付ける案件です。

借受人は、受け手として農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件をすべて満たしており、この賃借は適法と判断しました。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま担当主査の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第2号)

○議長 「議案第2号 土地の現況証明書下付について」を議題とします。

それでは、説明します。

担当主査。

○担当主査 ただいま議題となりました議案第2号、土地の現況証明書下付につい

て、ご説明申し上げます。

農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明について、現況証明書を下付したく、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町螺湾246番1ほか3筆、計4筆です。

本件の公簿地目は畑で、地目変更及び所有権移転登記を目的に証明を求めるものです。

2番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町芽登3070番、計1筆です。

本件の公簿地目は畑で、地目変更登記を目的に証明を求めるものです。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件につきましては、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。3番、上妻良一現地調査委員長。

○上妻現地調査委員長 本件は、4月10日、私と宮口委員、佐藤委員、事務局で現地確認を行いました。

現地は、山林原野等の様相であることから、農地及び採草放牧地以外であると確認しました。なお、詳細につきましては、担当主査の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま担当主査並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第3号)

○議長 「議案第3号 農業委員の地区担当について」を議題とします。

それでは、説明します。

担当主査。

○担当主査 ただいま議題となりました議案第3号、農業委員の地区担当について、ご説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第17条第6項で、農地利用最適化推進委員を委嘱しない場合、各農業委員が担当する区域を定めなければならないと規定されており、この規定に基づき、各農業委員が担当する区域について、議決をお願いするものです。

農業委員の地区担当については、別紙のとおりで、令和7年4月1日開催の全員協議会で協議した案件です。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま担当主査の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

お諮りをします。

お手元の追加議案を別紙追加議事日程のとおり日程に追加し、審議することにしたと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(全員「意義なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり日程に追加し、審議することに決定します。

暫時、休憩します。

午後 1時37分 休憩

午後 1時38分 再開

●議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

本件につきましては、松田博幸委員が関係者となっています。

農業委員会等に関する法律第31条及び足寄町農業委員会会議規則第12条の規定に基づく議事参与の制限により、本件議案の審議開始から終了まで退席をお願いします。審議終了後、入室、着席して下さい。

暫時、休憩します。

午後 1時38分 休憩

午後 1時39分 再開

●議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

(追加議案第1号)

●議長 「追加議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、説明します。

担当主査。

○担当主査 ただいま議題となりました追加議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。

農地法第5条の規定による許可申請について、一般社団法人北海道農業会議へ意見聴取したく、ご審議をお願いするものです。

土地所有者、転用者の住所、氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町郊南1丁目6番19ほか7筆、計8筆です。

地目につきましては、公簿は畑、原野、現況は畑です。

面積につきましては、28,000㎡です。

転用の目的・理由・内容ですが、現在、所有する馬鈴しょ集出荷貯蔵施設において、町内で生産される馬鈴しょの全量を受け入れしてきましたが、町内の馬鈴しょ生産量は年々増加傾向にあり、既存施設での

受け入れが困難になってきたため、新たに貯蔵施設を建設するものです。

本申請地を選定した理由は、自己所有地内では貯蔵庫施設を建築する面積がないことから、既存施設の隣接地とすることで効率的な作業を図るためです。

なお、令和6年11月13日に現地調査を行い、議案資料のとおり、農地転用許可における立地基準・一般基準について、許可基準に適合していることから、本許可申請は問題なく、不許可にする理由はないと判断しました。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

●議長 本件について、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。6番人見華代現地調査委員長。

○人見現地調査委員長 本件は、令和6年11月13日、私と遠藤委員、菊地委員、事務局で現地確認を実施し、周辺農地への影響がないことを確認しました。なお、詳細につきましては、担当主査の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

●議長 本件については、ただいま担当主査並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

●議長 なければ、本件は、一般社団法人北海道農業会議へ意見聴取することとし、その結果「許可相当」との意見がありましたら、足寄町事務委任規則第2条第1項第5号により許可することとします。

暫時、休憩します。

午後 1時43分 休憩

午後 1時44分 再開

○議長 休憩を閉じ会議を再開します。

(閉 会)

○議長 以上で、本総会に付議されました議案の審議は全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和7年度第2回足寄町農業委員会総会を閉会します。

午後 1時45分 閉会

議 長 松田 博幸

農業委員 伊藤 力

農業委員 兼古 照夫
